

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
1. 病室等				
5	放射線治療病室		※診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	
	定められた構造になっており、かつ、適正に管理されているか。	則30の12.1.1	1.画壁等の外側が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。(ただし、画壁等の外側を人が通行等できない場合を除く。)	1.所定の線量限度 実効線量が1週間につき1ミリシーベルト 以下
		則30の12.1.2	2.放射線治療病室である旨の標識が付されていること。	
		則30の12.1.3	3.汚染除去のための所定の方法が講じられていること。(ただし、診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを収容する放射線治療病室においては適用しない。)	3.汚染除去のための所定の方法(則第30条の8第6号~第8号参照)

2 放射線装置及び同使用室

1	エックス線装置及び同診療室	法21.1.6 則20.1.7	※エックス線装置を有すべき病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。		内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院。	
		則30	1.防護措置 エックス線装置に所定の障害防止の方法が講じられていること	1.所定の障害防止の方法(則第30条参照)
		則30の4	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	2.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
		則30の4	3.操作する場所 エックス線装置を操作する場所は、エックス線診療室と別室になっていること。(ただし、所定の箱状のしゃへい物を設けたとき、近接撮影を行うとき等の場合に必要な防護物を設けたときは、この限りでない。)	
	則30の4	4.標識 エックス線診療室である旨を示す標識が付されていること。		

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
2	診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室		※診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の2	1.防護措置 診療用高エネルギー放射線発生装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。	1.当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の発生を遮断するインターロックを設けること。(則第30条の2第4号)
		則30の5の2	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	2.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			3.出入口 人が常時出入する出入口が1ヶ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。	
	4.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。			
3	診療用粒子線照射装置及び同使用室		※診療用粒子線照射装置を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の2の2	1.防護措置 診療用粒子線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。	1.当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の照射を遮断するインターロックを設けること。(則第30条の2第4号)
		則30の5の2	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	2.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			3.出入口 人が常時出入する出入口が1ヶ所で、その出入口には放射線照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。	
	4.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。			
4	診療用放射線照射装置及び同使用室		※診療用放射線照射装置を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の3	1.防護措置 診療用放射線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。	1.所定の障害防止装置が講じられている。但し書きの装置の操作以外にあっては、当該照射装置の照射口は、当該使用室の室外から遠隔操作によって開閉できるものであること。(則第30条の3第3項)

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
		則30の6	2.主要構造部等 使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。	2. ①主要構造部等(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。) ②耐火構造又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)
			3.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	3.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			4.出入口 人が常時出入する出入口は、1ヵ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること	
			5.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			6.装置の紛失防止を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。	
5	診療用放射線照射器具使用室		※診療用放射線照射器具を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の7	1.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	1.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			2.出入口 人が常時出入する出入口は、1ヵ所となっていること。	
			3.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			4.器具の紛失防止 器具の紛失発見を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。	
6	放射性同位元素装備診療機器使用室		※放射性同位元素装備診療機器を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられているか。	則30の7の2	1.主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			2.外部に通ずる部分 外部に通ずる部分には閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。	
			3.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			4.予防措置 骨塩定量分析装置と輸血用血液照射装置に関しては、実効線量が3月間に1.3mSv以下となるようなしゃへい物又は間仕切りを設けるなど予防措置を講じ、管理区域を明確にすること。	
7	診療用放射性同位元素使用室		※診療用放射性同位元素を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の8	1.主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。(ただし、所定の数量以下の診療用放射性同位元素を使用する場合は、この限りでない。)	1.所定の線量(則別表第2参照)
			2.部屋の区画 準備室と診療室が区画されていること。	2.準備室(診療用放射性同位元素の調剤等を行う室)
			3.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	3.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			4.出入口 人が常時出入する出入口は、1ヶ所となっていること。	
			5.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			6.内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること。 ②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。	
			7.出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			8.準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。	
8	陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素使用室		※陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の8の2	1.主要構造部等 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。	1.所定の線量(則別表第2参照)
			2.部屋の区画 準備室、診療室、待機室が区画されていること。待機室を有しないことが認められた施設については、待機室に準ずる場所を設定していること。	①準備室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室) ②診療室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いて診療を行う室) ③待機室(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室)
			3.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	3.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			4.出入口 人が常時出入する出入口は、1ヶ所となっていること。	
			5.標識 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識が付されていること。	
			6.撮影装置操作場所 陽電子放射断層撮影装置の操作場所を陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の外部に設けていること。	
			7.内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること。 ②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。	
			8.出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			9.準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。	
9	貯蔵施設		※診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の9	1.部屋の区画 貯蔵施設は、貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとなっていること。	
			2.画壁の構造 貯蔵施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	2.所定の線量 ①1mSv/1週間 ②画壁等天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合を除く。)
			3.主要構造部等 貯蔵室の主要構造部等は、耐火構造でその開口部には特定防火設備に該当する防火戸が設けられていること。(ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。)	3.特定防火設備に該当する防火戸 建築基準法施行令第112条第1項に規定するもの。
			4.貯蔵箱等 貯蔵箱等は、耐火性の構造となっていること。(ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵している場合は、この限りでない。)	
			5.出入口 人が常時出入する出入口は、1ヶ所となっていること。	
			6.外部に通ずる部分 外部に通ずる部分に、かぎその他閉鎖のための設備又は器具設けられていること。	
			7.標識 貯蔵施設である旨を示す標識が付されていること。	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			<p>8.貯蔵容器</p> <p>①貯蔵容器は、貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。</p> <p>②空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造となっていること。</p> <p>また、液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器はこぼれにくい構造であり、かつ、液体の浸透しにくい材料が用いられていること。</p> <p>③貯蔵容器にその旨を示す標識が付され、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射線同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量が表示されていること。</p>	8. 所定の線量率
			9.受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがり防止するための設備又は器具が設けられていること。	
10	<p>運搬容器</p> <p>所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。</p>		<p>※診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を院内で運搬して使用する病院</p>	
		則30の10	1.診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器は、所定の要件を備えていること。	所定の要件(則第30条の9第8号イ~ニ参照)
11	<p>廃棄施設</p> <p>所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。</p>		<p>※診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院</p>	
		則30の11	<p>1.画壁の構造</p> <p>廃棄施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。</p>	<p>1.所定の線量</p> <p>①1mSv/1週間</p> <p>②画壁等天井、床及び周囲の画壁をいう。(ただし、その外側が、人が通行し、又は滞在することのない場所である場合、人が通行し、又は滞在しない措置が講じられている場合を除く。)</p>
			<p>2.廃液中濃度</p> <p>排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。</p>	<p>2.所定の濃度限度</p> <p>排水口(排水監視設備を設けた場合は境界)において則第30条の26第1項に定める能力</p>

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			3.排水設備 排水設備は、排液の漏れにくい構造であり浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料が用いられていること。	3.排水設備(排水管、排液処理槽、その他液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液を排水し又は浄化する一連の設備)
			4.廃液処理槽 ①排液処理槽は、排液採取又は排液中の放射性同位元素の濃度測定できる構造であり、かつ、排液流出の調節装置が設けられていること。 ②排液処理槽の上部開口部はふたのできる構造となっていること又はその周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵その他の施設が設けられていること。	
			5.標識 排水管及び排液処理槽並びに人がみだりに立ち入らないための柵等を設けた場合の出入口付近に排水設備である旨を示す標識が付されていること。	
			6.排気設備 ①排気設備は、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。 ②排気設備は、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。 ③排気設備は、気体が漏れにくい構造であり、腐食しにくい材料が用いられていること。	6.診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する病院(則第30条の11第1項第3号ただし書に規定する場合を除く。) ①排気設備(排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染された空気を排気し又は浄化する一連の設備) ②所定の濃度限度 排気口(排気監視設備を設けた場合は病院の境界)において則第30条の26第1項に定める能力
			7.標識 排気浄化装置、排気管及び排気口に排気設備である旨を示す標識が付されていること。	6-②所定の濃度限度 (則第30条の26第1項及び2項に定める限度)
			8.保管廃棄設備 保管廃棄設備は、外部と区画された構造となっていること。	8.保管廃棄設備 医療用放射性汚染物を保管廃棄する設備。
			9.外部に通ずる部分 保管廃棄設備の外部に通ずる部分に鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。	

区分	項目	根拠法令等	摘要	備考
			10.保管廃棄設備の構造 空気を汚染するおそれのある状態にある物を入れる保管廃棄の容器は気密な構造であること。また、液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を入れる保管廃棄の容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい材料で作られていること。	(注)陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物のみを廃棄する場合、これら以外の物が混入又は付着しないように封及び表示をし、7日間を超えて管理区域内の廃棄施設において保管廃棄する場合に限り、保管廃棄設備を設けることを要しない。(則第30条の11第1項第6号及び第4項並びに平成16年厚生労働省告示306号参照)
			11.保管廃棄設備である旨を示す標識が付されていること。	(注)廃棄物については、厚生労働大臣が指定した者(日本アイソトープ協会)へ、その処理を委託できる。(則第30条の14の2参照)